

# 神戸市協定道路 道路管理・活用協定書

道路管理者 神 戸 市

学校法人 行吉学園 神戸女子大学

## 道路管理・活用協定書

道路管理者神戸市（以下「甲」という。）と学校法人行吉学園（以下「乙」という。）は、乙が設置し管理する神戸女子大学（所在地：神戸市須磨区東須磨青山2-1（以下「大学」という。））が、主要地方道神戸・明石・加古川線（以下「道路」という。）に隣接することに鑑み、道路法面及び側道の維持管理及び活用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、大学に隣接する、道路法面及び側道が、大学への唯一の進入路としての機能も有していることに鑑み、その維持管理及び活用について定めることを目的とする。

### （対象物件及び用途）

第2条 本協定の対象は、別添図面に示す範囲（以下「法面等」という。）とする。

2 甲は、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保その他道路管理上支障のない限りにおいて、乙に法面等を緑地及び環境施設として乙の学校敷地と一体的に利用することを承認する。

### （維持管理等）

第3条 乙は、法面等の植栽、緑地の維持、巡回、不正使用の監視、清掃及び軽微な補修等日常の維持管理を行うものとする。

2 乙は、散水栓・防犯灯等法面等の日常の維持管理に必要な設備（以下、「設備」という。）を、甲の承認を得て法面等に設置することができる。

3 乙は、法面等に、広告物その他これに類するものは、掲出しないものとする。ただし、乙は、本協定の目的を達成するため、管理者名、大学の案内標識その他法面等の維持管理に必要な標識等については、甲の承認を得て、設置することができるものとする。

4 本条に要する費用は、乙の負担とし、第2項及び第3項に規定する設備等の設置に係る法面等の使用料については、無償とする。

### （善管注意義務）

第4条 乙は、法面等を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 法面等の通常の使用に伴う事故により第三者に損害を与えた場合には、その責は、維持管理区分に基づき、甲・乙それぞれに帰するものとする。

( 事故 , 火災及び災害等の処理 )

第 5 条 法面等で事故 , 火災及び災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は , 乙は直ちに適切な措置を講ずるとともに , 甲及び関係機関に通報し , 相互に協力して処理するものとする。

( 改築 , 改修及び修繕等 )

第 6 条 甲は , この協定の締結時に存在しなかった事情により , 法面等の機能に支障が生じた場合 , 又は公共目的のため法面等の構造又は位置を変更し , 改築 , 改修又は修繕 ( 以下「改築等」という。 ) を行う必要が生じたときは , 甲の負担により行うものとし , 乙は , 甲に協力するものとする。

2 乙の都合により改築等を行うときは , 乙は自己の負担において行うものとし , あわせて道路法第 24 条の規定に基づき , 甲の工事承認の手続きを得なければならない。

( 災害復旧 )

第 7 条 前条の規定にかかわらず , 法面等が災害を受けた場合の復旧については , 甲乙協議の上 , 甲が行うものとする。ただし , 乙が設置した乙の設備等については , 乙が行うものとする。

2 緊急を要するため相互に協議できない場合は , 甲は , 応急復旧工事その他必要な応急措置を講じ , 事後に乙に通知するものとする。

3 前項の場合において , 乙は甲に対し , 設備等の除去に対する求償権を有しない。

( 権利義務の承継 )

第 8 条 乙は , 本協定によって生じる権利及び義務 ( 以下「義務等」という。 ) を第三者に譲渡し , 又は継承させてはならない。ただし , 法面等に隣接する乙の用地を第三者に所有権移転する場合は , 乙は本協定に定める義務等を新たに所有者となった第三者に承継させるものとする。

( 禁止行為 )

第 9 条 乙は , 次の各号に該当する行為を一切してはならない。ただし , 第 1 号については , 乙の申し出により , 甲が承諾する場合は , この限りではない。

法面等の全部又は一部を第三者に転貸又は本協定の目的以外で使用させ , 或いは本協定上の権利を譲渡する行為

法面等をもっぱら営利を目的とした行為のために利用し , 又は利用させること。

法面等を反社会的行為又は公序良俗に反する行為のために利用し , 又は利用させること

道路の構造の保全，安全かつ円滑な道路交通の確保その他道路の管理上支障を及ぼす行為

(協定の解除)

第 10 条 甲又は乙は，それぞれの事情により，乙又は甲に対し本協定の解除を申し出ることができるものとする。

2 甲は，前項の規定にかかわらず，次の各号に定める場合には，本協定を解除することができるとともに，乙に対し原状回復を命じ，法面等内の設備等の除却を求め，又は甲が被った損害について賠償請求をすることができる。

乙が甲の承諾を得ることなく前条に定める行為を行った場合

乙が当該物件の維持管理ができない状況が継続すると判断される場合

その他乙が本協定に違背したと認められる場合

(疑義の解決)

第 11 条 本協定に定めのない事項，その他本協定に関して生じた疑義については，甲，乙誠意をもって協議の上，解決するものとする。

この協定締結を証するため，本書 2 通を作成し，甲，乙記名押印の上，各 1 通保有するものとする。

平成 19 年 2 月 1 5 日

住 所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

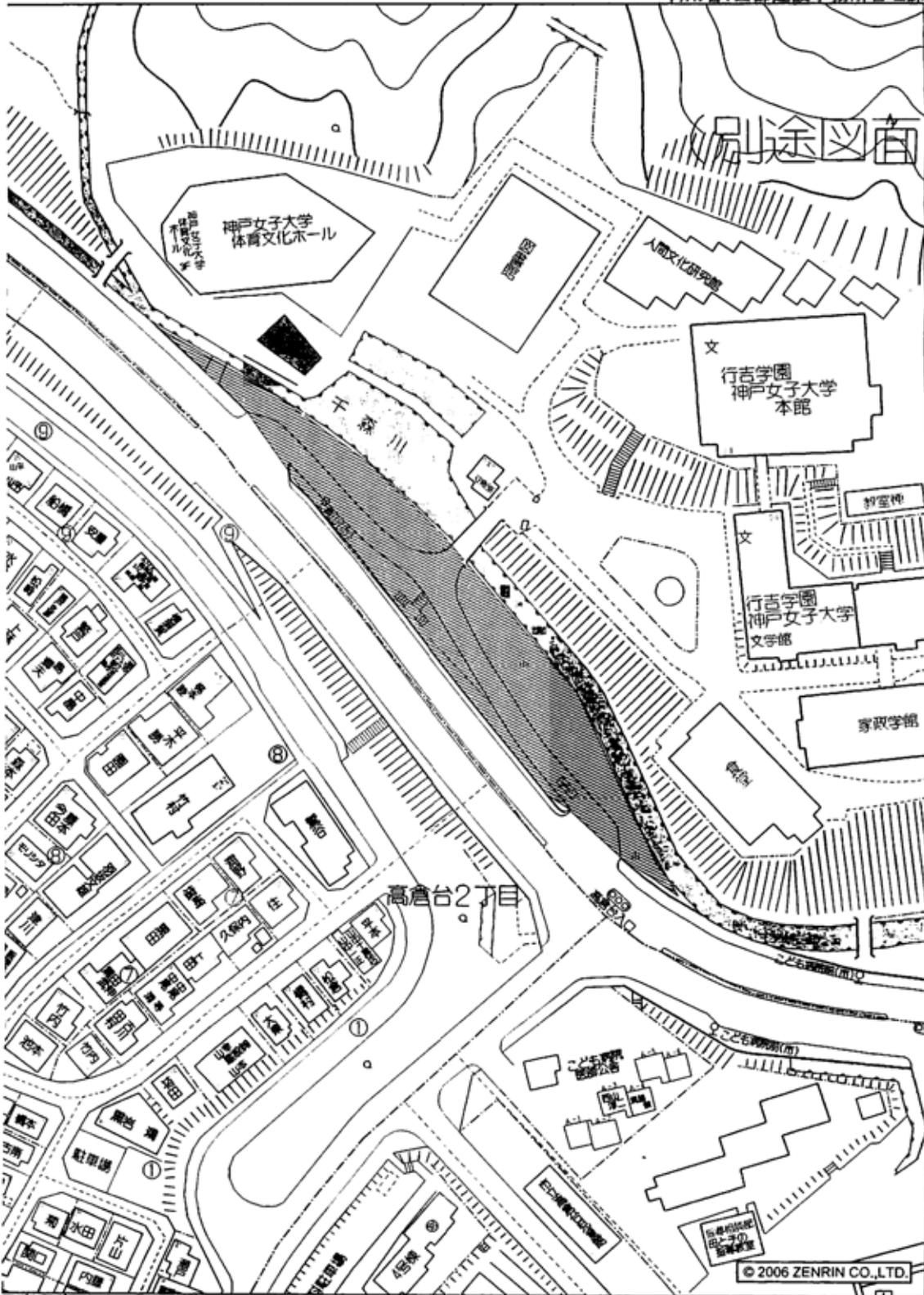
甲 道路管理者 神戸市

氏 名 代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

住 所 神戸市中央区港島中町 4 丁目 7 - 2

乙 学校法人 行吉学園

氏 名 代表者 理事長 行 吉 誠 之



区東須磨付近

縮尺 1 / 1,500 45m